

平成19年12月 7 日（金曜日）

○出席議員（16名）

議 長	渡 辺	旺 君		8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君		9 番	北 川	進 君
2 番	南	和 彦 君		10 番	清 水	文 雄 君
3 番	川 口	正 己 君		11 番	水 口	裕 子 君
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君		13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君		14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君		15 番	米 田	満 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君			山 田	吉 弘 君
副 町 長	浅 田	裕 君			北 川	真 由 美 君
教 育 長	浜 田	寛 君			川 口	克 則 君
総 務 部 長 兼まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君			宮 崎	裕 子 君
町民福祉部長	夷 藤	涉 君			八 田	精 三 君
都市整備部長	中 本	英 夫 君			黒 田	邦 彦 君
消 防 長	島 田	敏 郎 君			荒 家	良 樹 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 丸	信 也 君			黒 田	孝 雄 君
総 務 部 長	田 中	徹 君			中 西	昭 夫 君
総 務 課 長	島 田	睦 郎 君			北	雅 夫 君
総 務 部 事	向	貴 代 治 君			出 川	常 俊 君
総 務 課 長	橋 本	稔 君			東	耕 三 君
まちづくり政策部 企画財政課長						

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局 書記 東 康 弘 君

○議事日程（第1号）

平成19年12月7日 午後2時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第 88号 平成19年度内灘町一般会計補正予算（第4号）

議案第 89号 平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 90号 平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 91号 平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 92号 平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 93号 平成19年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第2号）

議案第 94号 平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 95号 平成19年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 96号 内灘町男女共同参画まちづくり条例について

議案第 97号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 98号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 99号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第100号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第101号 内灘町税条例の一部を改正する条例について

議案第102号 内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第105号 内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例について

提案理由の説明



○開会・会議

午後2時00分開会

○議長【渡辺旺君】 議員の方は大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。よ

って、会議の定足数に達しておりますので、これより平成19年第4回内灘町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



○会議録署名議員の指名

○議長【渡辺旺君】 日程第1、会議録署名

D F化に伴う処理施設建設経費の借入金償還が本格化してきた平成17年度以降の増加は極めて著しいものとなっているのであります。

こうした歳入の減少と歳出の増加という財政悪化要因が持続していることによって、本町の財政状況は硬直化と逼迫の度合いを一層深め、このまま何も対策を講じなければ、少子・高齢化が進む中で多様化する町民の行政需要に対応する能力を失うばかりか、基金の枯渇によって財政赤字団体に転落しかねない事態となっているのであります。

この財政危機を克服するためには、財政規模が拡大を続ける環境の中で構築されてきたこれまでの財政構造そのものを抜本的に見直す、そんな徹底した行財政改革が必要なのであります。

今さら申し上げるまでもなく、行財政改革とは、社会状況や経済環境の変化に行政が適切に対応できるように行政の役割を再検討すると同時に、行政の最もふさわしいあり方を確立することであります。

もちろん、財政構造の抜本的な見直しとは言いながらも、財源捻出のために町民生活に配慮を欠いたものであってはならず、とりわけ行財政改革と町民生活の維持を両立させる立場から、社会的弱者に対しては十分に配慮するなど、あくまでも町民生活を守るという立場を堅持しなければならないと思うのであります。

このような観点のもと、私は、行財政改革として平成18年10月に策定した集中改革プランの実施に努めてきたところでございます。改革の具体化に当たっては、視点の1つを社会状況や経済環境と行政の適切な対応を求めることに据え、2つ目の視点として受益と負担の見直しを据えたのであります。

本町で高齢者医療助成金支給条例が制定されたのは昭和48年3月でありました。当時の人口構成を昭和50年国勢調査で見ると、総人口に占める高齢者の比率、つまり高齢化率は

わずか5.31%でありました。ところが、その後は人口の高齢化が進み、平成19年現在の高齢化率は16.68%となっているのであります。

こうした受給人口の増加と支給を支える勤労人口の減少は今後とも進み、この制度を維持することを著しく困難にしてきているのであります。また、健康管理に関する社会の認識も「医療によって健康管理をするという思想」から「日常生活によって予防的に健康管理をするという思想」にと変化をしてきており、およそ35年間にわたって続けられたこの医療助成金支給制度は、現今の社会状況や経済環境に照らすならば、その歴史的な役割を終えたものと考えるのであります。

また、受益と負担の見直しにつきましては、本年度をもって下水道施設がほぼ全町的に整備されることから、これを機に下水道事業における町民の受益と負担のあり方を適正なものとするため、その見直しを行いたいと考えているのであります。

以上、本町の行財政改革の重要事項について若干申し述べましたが、町民福祉の充実を目指しながら、町政の諸課題を遂行するため、今後とも行財政の改革に果敢に取り組む所存でありますので、ここに改めて議員各位と町民の皆様のご理解とご協力を願うものであります。

さて、今般の12月定例町議会では、本町における男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するための内灘町男女共同参画まちづくり条例を提案することといたしました。

本町における男女共同参画に関する取り組みにつきましては、行政内部にその専任部署を設け、また学識経験者等から成る内灘町男女共同参画推進委員会を設置してご審議をいただくなど、これまで国、県あるいは金沢市など近隣市町の取り組み等とも連動しながら、男女平等の実現に向けたさまざまな施策を積極的に展開してまいりました。

そうした活動の成果の一つとして、同推進委員会において長期にわたるご審議をいただき、本年3月には、その答申をもとに内灘町男女共同参画推進行動計画を策定するに至りました。

この行動計画は、これからの内灘町における男女共同参画社会づくりの基本的な方向性を明示すると同時に、多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に推進できるよう施策の体系化を図ったものであります。

しかし、社会的につくられた性別意識や性別による固定的な役割分担に由来すると考えられる課題は、依然として根強く残されているのであります。

加えて、少子・高齢化の進展など我が国の抱える人口構成の変化に対応して、豊かで活力にあふれた社会を築いていく上においても女性の積極的な社会参加は不可欠なこととなっており、社会経済的な面においても男女共同参画社会の構築は喫緊の課題となっているのであります。

こうした事情から、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任と役割を分かち合い、その個性と能力を十二分に発揮することができる、真に男女平等思想に基づく男女共同参画社会を、この私たちの内灘町において確かに実現することが強く求められているのであり、今般の条例提案となったものであります。

この内灘町男女共同参画まちづくり条例の制定によって、内灘町民は、条例案前文にもうたわれているように、この町を心から誇れる町としてつくり上げ、その誇れる地域社会を未来の世代に引き継いでいき、老若男女すべての人々にとって住みよい内灘町づくりに向けた歴史的な第一歩を踏み出すことになると思うのであります。

去る11月23日、待望久しかった複合商業施設コンフォモール内灘が、内灘海水浴場に面した千鳥台の地にランドオープンいたしました。約7万5,000平方メートルの敷地にA

BCの三つのゾーンからなるこの複合商業施設は、核テナントとしてイオンのスーパーマーケット「マックスバリュ内灘店」が入り、他に天然温泉「湯来・楽(ゆらら)」、宿泊施設「ファミリーロジック旅籠屋」、ドラッグストア「クスリのアオキ」等があり、またモール店舗として21店の専門店が入居するなど本町最大の商業施設となったのであります。

このコンフォモール内灘の近接の地である金沢港周辺栗崎地区では、世界企業として発展を遂げつつあるコマツが既に大型プレス工場を稼働させており、先月20日には、さらにこの隣接地域に超大型油圧ショベルの新工場を建設するとの発表がなされました。

これらコマツの工場群には、部品供給を円滑化するために日本有数の企業集団であるコマツみどり会などの協力企業も集積される見通しであり、現在工事が進められている金沢能登連絡道路が開通すれば、本町とこのコマツの工場群とは、文字通り指呼の間に位置することになることから、コンフォモール内灘の開業とも相まって、本町の発展にも大きな期待が寄せられるのであります。

都市基盤整備のバロメーターとも言われる下水道普及率がほぼ100%に近い状態となった本町は、自然環境に恵まれた良好な住環境と日本海側では最大規模の医療施設・金沢医科大学病院など数々の地域資源に恵まれていることから、住宅都市として最後に残された課題であった商業施設が、このコンフォモール内灘によって解消され、今後の大きな飛躍のための条件を整えたと思うのであります。

内灘町は、この恵まれた住環境を生かしてその魅力度をさらに増し、また新旧住民が渾然一体となつてつくり上げてきた住宅都市としてのすぐれた個性にいよいよ磨きをかけ、今後とも新しい町民を迎え入れて、さらなる発展を遂げていかねばならないと思うのであります。

そんな明るい未来と希望とを町民と共有し

ながら、これからも町政の推進に全力を投入していきたいと考えておりますので、議員各位と町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、ただいまから提出議案に対する提案理由のご説明を申し上げます。

議案第88号 平成19年度内灘町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,223万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億3,559万7,000円とするほか、地方債の追加及び変更を合わせて計上するものでございます。

補正の主な事業といたしましては、総務費関係では、有線放送の整備されていないハマナス地区を対象に、インターネットを通じて各種情報をメール配信するためのシステム導入費用を計上いたしました。

今回導入するメール配信システムにつきましては、自治体情報から各地区独自のお知らせなどを個人の携帯電話やパソコンに配信することが可能であり、今後は希望する町会などに順次導入し、住民への情報提供のための基幹システムとして整備を図っていくものでございます。

民生費関係では、平成18年10月1日付の障害者自立支援法の施行に当たり、従来の支援費制度からすぐには移行できない事業者等の経過的な支援策として、平成19年度及び平成20年度の2カ年における臨時的な特別対策を講じるものであり、今回、その特別対策に係る関係費用を計上いたしました。

この特別対策につきましては、事業者が行う通所サービスの送迎に要する費用を助成するもので、障害者自立支援法への円滑な移行促進を図るものでございます。

また、入所施設で生産活動に従事されている障害者の方に対しても、就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進する観点から、工賃額に応じた給付金を支給する特別措置をあわせて講じております。いずれも、国、県

の財政的支援を受けて市町村が実施するものでございます。

衛生費関係では、高齢化の進展と病気治療から病気予防に重点を移しつつある今日の社会情勢から、健康に対する住民意識も変化してきており、本町におきましても、住民の医療機関等への健診件数も増加傾向となってきたことから、今回、健診業務に係る委託費用を増額計上いたしました。

土木費関係では、町道の補修費用のほか、宮坂南線道路整備事業として景観形成及び防砂対策等に係る緑化工事費等を計上いたしました。

そのほか、行財政改革による公債費負担の軽減対策として、国の財政健全化計画の指針等に基づき、今後、年利5%以上の政府系資金については、平成19年度から平成21年度までの3年間で順次繰上償還を行うとともに、あわせて低金利の地方債に借りかえするための予算措置を講じるものでございます。

基金費の関係では、遊休地の利用促進と自主財源の確保を図る観点から、千鳥台1丁目地内の宅地を含む町有地3筆の売り払い収入について、全額、目的基金への積立措置を講じております。

また、地方債の補正につきましては、内灘中学校校舎増築事業に係る地方債の借換債の追加及び宮坂南線道路整備事業等に係る限度額の変更措置を講じるものでございます。

以上が今回の補正予算の大要でございますが、補正額の財源といたしましては、町税、財産収入、町債などを充てることといたしました。

議案第89号 平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般会計同様、公債費負担の軽減対策として、年利5%以上の政府系資金について繰り上げ償還を行うとともに、あわせて低金利の地方債に借りかえするための予算措置を講じるものでございます。

議案第90号 平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員手当等人件費に係る所要の補正であります。

議案第91号 平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、今後予想される落雷被害等による設備の補修費用並びに基金積立金の減額など所要の補正であります。

議案第92号 平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び**議案第93号** 平成19年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第2号）の両会計につきましては、実績見込み等による医療費補正並びに財源組み替え措置を講じるものでございます。

議案第94号 平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、在宅及び施設等介護サービス全般に係る費用の組み替え並びに財源組み替え措置を講じるものでございます。

議案第95号 平成19年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、人件費に係る所要の補正のほか、一般会計等と同様に、公債費負担の軽減対策として政府系資金の繰り上げ償還を行うとともに、あわせて低金利の地方債に借りにかえするための予算措置を講じるものでございます。

次に、条例関係の議案につきましてご説明いたします。

条例関係につきましては、新規制定が1件、一部改正が9件の計10件でございまして、一部改正につきましては、行財政改革に伴う内容となっております。

議案第96号 内灘町男女共同参画まちづくり条例につきましては、男女共同参画の推進について基本理念を定め、内灘町、内灘町民、事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進するため、基本的事項を定めることにより内灘町の施策を総合的かつ計画的に実施し、もって人権を尊重した男女共同

参画社会を実現することを目的に制定するものでございます。

議案第97号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤の特別職の会議に係る費用弁償を職員の例により廃止するためのものでございます。

議案第98号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び**議案第99号** 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町長、副町長、教育長の給料月額を、平成20年度、それぞれ2%減額するものでございます。

議案第100号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の人事院勧告に準じ、給料表、扶養手当等の改定をするものでありますが、平成19年4月1日に遡及せず、1年おくらせて平成20年4月1日から実施するものでございます。

議案第101号 内灘町税条例の一部を改正する条例につきましては、開発行為により整備された千鳥台4丁目、5丁目と向栗崎2丁目の一部の地区における都市計画税の課税区域の変更を行うためのものでございます。

議案第102号 内灘町高齢者医療助成金支給条例を廃止する条例につきましては、65歳から69歳までの医療費助成制度を、平成19年度限りで廃止するためのものでございます。

議案第103号 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法の改正及び後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年4月から、葬祭費を現行の8万円から5万円に改正するためのものでございます。

議案第104号 内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、町営住宅への暴力団員入居等を阻止するためのもの及び町営住宅の駐車場使用料を徴収するための改正でございます。

議案第105号 内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年度から下水道料金の改正を行うためのものがございます。

以上が今回提案いたしました議案につきましての提案理由並びにその概要でございます。何とぞ慎重にご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。私の説明を終わります。

ありがとうございました。

○議長【渡辺旺君】 提案理由の説明が終わりました。



○散 会

○議長【渡辺旺君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明8日から9日までの2日間は議案調査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、明8日から9日までの2日間は休会とすることに決定をいたしました。

次回の本会議は10日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時27分散会